

令和２年第３回上里町議会定例会会議録第３号

令和２年６月９日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第１１ （町長提出議案第32号） 上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第１２ （町長提出議案第33号） 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第１３ （町長提出議案第34号） 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第１４ （町長提出議案第35号） 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第１５ （町長提出議案第36号） 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第１６ （町長提出議案第37号） 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第１７ （町長提出議案第38号） 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第１８ （町長提出議案第39号） 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第１９ （町長提出議案第40号） 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第２０ （町長提出議案第41号） 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第２１ （町長提出議案第42号） 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第２２ （町長提出議案第43号） 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第２３ （町長提出議案第44号） 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第２４ （町長提出議案第45号） 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 2 5 (町長提出議案第46号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 (町長提出議案第47号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 (町長提出議案第48号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 (町長提出議案第49号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 9 (町長提出議案第50号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 0 (町長提出議案第51号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 1 (町長提出議案第52号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 2 (町長提出議案第53号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 3 (町長提出議案第54号) 令和 2 年度上里町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 3 4 (町長提出議案第55号) 令和 2 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 5 (町長提出議案第56号) 令和 2 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 6 (町長提出議案第57号) 令和 2 年度上里町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

出席議員 (14 人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君

13番 高橋 仁 君

14番 新井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	江原 洋一 君
教 育 長	埴岡 正人 君	総 務 課 長	山田 隆 君
総合政策課長	豊田 貴志 君	子育て共生課長	飯塚 郁代 君
健康保険課長	及川 慶一 君	高齢者いきいき課長	間々田 由美 君
まち整備課長	相馬 伸太郎 君	産業振興課長	山下 容二 君
上下水道課長	根岸 利夫 君	学校教育課長	望月 誠 君
学校教育指導室長	福島 実 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮下 忠仁	係 長	飯塚 剛
---------	-------	-----	------

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（猪岡 壽君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎発言の取消し

○議長（猪岡 壽君） ただいま、町長より先日の一般質問の発言の中で、発言の一部に不正確な点があり、発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

よって、会議規則第64条の規定により、町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆様、おはようございます。

議長から発言の機会をいただきましたので、これからお話しさせていただきます。

先週 5 日、本会議で沓澤幸子議員の一般質問の中、新型コロナウイルスについての答弁の中で、PCR検査に関する発言の一部に不正確な点がありましたので、発言の一部を取り消していただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

申出のとおり、発言の一部の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり発言を取り消すことに決定いたしました。

◎日程第 1 1 町長提出議案第 3 2 号 上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第11、町長提出議案第32号 上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） おはようございます。

御提案申し上げました議案第32号 上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、同法の中で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするため、本案を提出するものでございます。

続いて、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要でございますが、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正では、法律の名称を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更し、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定める改正がされており、情報システム整備計画の策定、行政手続のオンライン実施の原則化及び情報通信技術の利用のための能力、または、利用の機会における格差の是正が地方公共団体の努力義務とされました。

この法改正を受け、本町における行政手続のオンライン化等に関して定める本条例について改正をするものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

題名については、法律の改正に準じて、条例の名称を「上里町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改正しております。

第1条は、本条例の目的規定ですが、法律の改正に準じて改正しております。

第2条は、定義規定ですが、同様に法律の改正に準じて文言整理をしております。

第3条において、町は、情報システム整備計画を策定することとする規定を追加しております。

第4条において、町は、情報システム整備計画に従ったシステムを整備しなければならないとする規定を追加しております。

第5条は、電子情報処理組織による申請等についての規定ですが、行政手続のオンライン実施を原則化するための文言整理による改正及び申請等における手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法により行うことができるとする規定を追加しております。

第6条は、電子情報処理組織による処分通知等、第7条は、電磁的記録による縦覧等、第8条は、電磁的記録による作成等についての規定ですが、いずれも行政手続のオンライン実施を原則化するための文言整理による改正でございます。

第9条は、行政手続のオンライン実施の原則化の適用除外について規定を追加しております。

第10条は、町の機関の連携により入手、参照できる情報に係る添付書面については、添付を省略できる旨の規定を追加しております。

第11条において、町は、情報通信技術の利用のための能力等における格差是正のための対策を講じることとする規定を追加しております。

第12条は、本条例に係る町の状況の公表についての規定ですが、これまで少なくとも毎年度1回としていた公表時期を随時更新するものに改正しております。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条は、施行日について規定しており、施行日は公布の日としております。

附則第2条は、経過措置について規定しており、第1項では、施行日前に行われた申請等または処分通知等については従前の例によるものとし、第2項では、施行の際に行われている縦覧等または作成等については、改正後の上里町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の規定により行われているものとみなすと規定しております。

附則第3条、第4条は、他の条例の一部改正について規定しております。

第3条は、職員団体の登録に関する条例、第4条は、上里町固定資産評価審査委員会条例の改正となっており、いずれも本条例改正による条例名称の変更と条ずれに伴う改正でございます。

以上で、上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7 番 齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） この情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例ということで説明があったわけですがけれども、時代の流れで、これは致し方ないというか、進めていくのは当然だというふうに、私は理解しております。

賛成という意味もあるんですけども、まだこれを構築するに当たって、こういった先端の技術を導入するということに対して、バックアップ体制というのがどうしても必要になってくるんですよ。というのは、システムがダウンしてしまうと、なかなかこれは原因究明とか、そういうことに対して、すごく時間を要するというので、そのバックアップ機能というものを、今後、これに限らず、これからどうしてもこういったデジタルの I C T 技術を導入した業

務が多くなると思うんですね。

そこで、私が危惧するのは、そのバックアップ体制をどうするか、災害等、またはシステムがダウンしたときのその体制、そういうものを、これにはちょっと盛り込んでいないような気がするんですけども、それについてちょっと説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 齊藤崇議員の御質問について説明させていただきます。

御指摘の部分のバックアップ体制というところ、バックアップ機能というところにつきましては、やはりそういった部分、非常に重要かというふうにこちらも認識はしておる次第でございます。

確かに、この条例と法律にも、そこまでの規定というのが明確に示されていないというところはございますので、今後、こちらで策定をさせていただきますその法律に基づく情報システム整備計画というものが、これ、努力義務で策定を求められております。そういった策定過程も踏まえまして、導入していくオンライン事業、こういった部分にもバックアップ体制機能及びあとはセキュリティーの機能も非常に重要かと思っておりますので、そういった部分、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第33号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

について

○議長（猪岡 壽君） 日程第12、町長提出議案第33号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第33号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要ですが、令和元年12月10日に策定された子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、地域型保育事業所卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされました。

これを受け、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該特定地域型保育事業者に確保することが求められている、卒園後の受入先確保のための連携施設に関する定めについては、対応方針に沿った見直しを行うほか、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第42条第4項では、連携施設を確保しないこととできる要件を規定しております。

第1号は、特定地域型保育の提供の終了に際し、町長の利用調整により、引き続き教育・保育の提供を受けるよう必要な措置が講じられていることを規定しています。また、第2号は、改正前の第4項第1号本文の内容がそのまま記載されているため、この条項においては、第1号の内容が追加される形となります。また、同条第5項は、第4項の改正によるものです。

最後に附則ですが、施行期日は、公布の日から施行するとしております。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 非常に分かりにくいんですけども、いわゆる卒園した後も保育が必要な場合に、（１）のほうは分かるんですけども、（２）のほうの特定地域型保育事業所による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難と認めるときには確保しなくてもいいですよということは、いわゆる必要としていても、その先が保障されないことも認められるということになるのかなと思ったりするんですけども、その辺、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

本条例改正の趣旨といたしましては、待機児童が多いゼロから２歳児が対象となる地域型の保育事業所の卒園後も、引き続き、教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入確保のための連携施設の確保は不要ですというふうな内容です。

まず、町長が利用調整を行う中で、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるような必要な措置を講じている場合にはその必要はない、それから、連携施設の確保が著しく困難であるというふうなことが認められる場合ということですね、利用調整ができていれば連携施設は設けなくても大丈夫ですよというふうな趣旨になります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 必要な措置を講じられていれば、待機になる可能性というのはないわけですから、それはちょっと納得できるかなと思うんですけども、連携施設の確保が著しく困難であっても認めますよということは、途方に暮れてしまう可能性が出てきますよね。それを施設側の責任とはしないということなのかなというふうに思ったりしますけれども、でも、預ける側とすると非常に不安ですよ。

ですので、そこら辺を、じゃ、施設側には責任を問わないとしても、市町村の責任、町の責任としては、保育に欠けるお子さんが、次の上というんでしょうか、いわゆる乳児保育から幼児保育の道が開かれないと不安なわけですよ。だから、その辺をお尋ねしたいんですが。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

都市部では、認定こども園等の連携施設として小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図っているところではあると思います。

今回、上里町におきましても、どのような影響があるのかということを検証したところ、これまでも本庄市にある事業所内保育所に通園している児童もおりますが、卒園時において通常の利用調整により、引き続き別の保育所等に就園のほうはしております。

現状では、上里町では、地域型保育所を卒園する際に必要な教育・保育を受けられない状況は、上里においては無いというふうなことで、そういった状況が生まれないように適切に入所事務を進めていくというふうな内容になります。

現在、上里町では、3歳以上児の保育内の空きのほうはあるような状況にはなっております。以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようでございますので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第33号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第34号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第13、町長提出議案第34号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第34号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

先ほど申し上げました令和元年12月10日に策定された「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針」において、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされました。

これを受け、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められている、卒園後の受入先確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めについて、対応方針に沿った見直しを行うほか、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第6条第4項では、連携施設を確保しないこととできる要件が規定されております。第1号は、保育の提供の終了に際し、町長の利用調整により、引き続き教育・保育の提供を受けるよう必要な措置が講じられていることを記載しております。また、第2号は、改正前の第4項第1号本文の内容がそのまま記載されているため、この条項においては、第1号の内容が追加される形となります。また、同条第5項は、第4項の改正によるものです。

第37条では、居宅訪問型保育を提供する対象を記載してあり、第4号に保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児を明記いたしました。

附則により、施行期日は公布の日からとしております。

以上で、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 居宅訪問型保育事業ということでもありますけれども、保護者の病気だとか、身体上、精神上、環境上、様々な理由によって保育が困難な場合ということでもありますけれども、その判断とか、あと、提供事業所がこの児玉郡市管内にあるのかどうか。また、それに該当した場合には、居宅保育はどのような、高齢者の何というんでしょうか、ホームヘルパーさんが訪問するような形で時間が決められているのかどうか。大人と子どもでは違うと思いますので、例えば目が離せないですね、危険もまだ分からない。そうすると、1対1でその家庭にお邪魔して保育をするという、そういうことなのか、その辺、ちょっと勉強不足で、すみません、お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

本条例の趣旨といたしまして、様々な対応策の活用によって受けられない場合には確保が不要という部分と、それから、今、議員御質問のありました保護者の疾患、障害等によりというふうな部分なんですけれども、そちらについての判断につきましては、町のほうに相談をいただきまして、こちらの居宅型の訪問型保育が適当かどうかということは、相談の上、していくんだと思うんですが、町内にはこの事業所がないところでございます。郡内にも聞いていないような状況なので、実際にこちらの居宅型訪問型保育が直接受けられるのかどうかということとは、ちょっと厳しいような状況ではございます。

ただ、今年度から、緊急サポート事業であったりとか、それから社会福祉協議会のファミリーサポート事業等がございますので、なかなかそういった方、御相談受けたときも、その対応に苦慮しているところではあるんですが、そういった事業等で、今後、相談があった場合には対応していこうかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今現在、そういう体制がない中で、条例でこううたっていくわけですから、条例できちっと明記すれば、そういう体制を早急につくらなくてはいけないのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はどのようにお考えなのか。本来であれば、いわゆる保育が必要というふうにしていけば、そういう方は優先的に保育園に措置されるべきであらうというふうに思ったりもしますけれども、その辺の矛盾を感じるんですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 杳澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、こちらの改正につきましては、従うべき基準ということで、上位法の改正に伴って改正するところではございます。

今回、この居宅訪問型の保育というのは、地域型の保育事業の一つのメニューであるということで、実施主体は市町村であったり、民間事業所等であるわけですが、その保育実施場所として、保育を必要とする子どもの居宅に行って訪問するという部分で、今後、5か年の子育ての計画の中でPRなり、こういった事業を受けていただく方を、町としても事業としてやっていくよう努力はしていきたいと考えておりますが、今のところ、そのような現状となっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第34号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第35号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第14、町長提出議案第35号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第35号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、概要ですが、放課後児童健全育成事業の質の確保をする観点から、放課後児童支援員の認定資格を取得する機会を増やし、地域によって研修が受講できないといったことが起こらないために、中核市も認定資格研修を実施できるよう、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

続いて、改正条文ですが、第10条では、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員の要件及びその員数を定めており、第3項において、放課後児童支援員の認定資格を取得するために必要な資格要件や勤務経験年数のほか、都道府県知事及び指定都市の長の実施する研修を修了することを規定しております。

今回の改正により、新たに研修の実施主体として、「中核市の長」を追加するものであります。

最後に、附則では、施行期日を規定し、公布の日からとしております。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 上里町の支援員、今までもそういうふうには配置をされているんだと思うんですけども、今、現在いる方々が、どこまで全員がそういう研修を受けて、資格等でやってきたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

現在、5館の公立の児童館で勤務しています支援員につきましては、支援員という形では3名おります。構成員、支援員のうちにまだ受講済みでない職員が若干おりますので、今年度以降、このコロナの状況がありまして研修のほうが進んでいない状況ではありますが、先日、受講の申込みの通知等も参っておりますので、そういったものにつきましては積極的に研修のほうを受けていただくような計画をしております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そうすると、あまり受講していない方がいるわけですね、何名か。その方は、ある程度の面接をして児童館のほうで来てもらっていいですよというふうになったのか、本人がやりたいからといって行ってしまったというような話もちょうと聞いているんですよ。その辺のところを説明していただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

本来、児童館1単位42科ということで定められておりますが、単位ごとに2名以上の支援員を置きなさいということで定めております。

現在、3名の支援員ということで配置をしておりますが、みなしということで5年間、今年度の3月に条例の改正をさせていただきますが、令和7年の3月31日までにこの支援員を配置するというで条例改正をさせていただいておりますので、その間に研修を受けていただくということ、それから、その構成員というものが各館に1人ずつおります。そちらの職員につきましては、教員、それから保育士、それから社会福祉士等々の資格を持っておりますので、要件のほうは満たしている状況ではございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第35号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 町長提出議案第 36 号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第15、町長提出議案第36号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第36号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染などした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、該当者に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、傷病手当金支給に係る規定を定めることについて、附則を改めるものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

附則がこれまで項建てだったものを条建てに改め、第2条から第4条を追加するものでございます。

傷病手当金の支給対象者の要件は、給与等の支払いを受けている被保険者で、療養のため労務に服することができない者とし、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合になります。

支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に就くことを予定していた日までの間となりますが、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は支給対象となりません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給いたします。

支給額は、直近の継続した3か月の間の給与等の収入額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額に日数を乗ずることとします。

最後に、附則は施行期日を定めておりまして、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するとします。

以上で、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） これが、施行日が4月1日からというふうに改正されたんですけれども、うちの上里町から2名出ていますよね、感染者。この人たちは全てこれ適用されているかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

今回、御提案申し上げました条例の一部改正の内容につきましては、まず、被用者であるということが一つの要件になってございます。ということは、逆にそのコロナに感染された、上里町で2名出ていらっしゃるわけですが、まず、被用者かどうか、この辺の判断が必要になってまいります。さらに、3か月間労働があったということで、その対価をいただいているかどうか、こういったものも一つの判断要素になります。

そういった上で判定をさせていただくことになりますので、今回、感染された2名の方がこれに該当するかどうかというのは、現段階では私ども把握しておりませんが、状況によってはなる可能性はあるかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全協の中で、この被用者というところで、給料をいただいている方に限られてしまうんじゃないかという不安がありましたけれども、白色申告の方も対象になりますよということでありましたので、ちょっと安心したわけなんですけど、上里町は国保加入者の中に、病気、コロナにかからなければこの対象者にはならないわけですけども、コロナにかかった場合としたときに、その対象となる方は何人おられるのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

恐れ入ります、先日の全協の席でご質問いただいた内容が、たしか白色事業専従者についての御質問だったように思っております。専従者につきましては、所得税法第28条第1項の規定の給与等に含まれるということでございまして、白色の申告者、いわゆる事業者につきましては、当該、この一部改正による対象にはなり得ないということで御理解いただければと思います。

また、対象人数でございしますが、事前に調査をかけたんですけれども、国保におきまして、その対象者につきましてはちょっと数字上把握ができないと、抽出等ができないということでしたので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全協での説明を私が勘違いしたかもしれないんですけども、岐阜県の飛騨市等は白色申告者に対しても認める条例改正になったらしいんです。私もインターネットで一生懸命調べたんですけども、対象になりますという住民向けのはインターネットで見られるんですけども、条文が見受けられなくて、じゃ、この白色申告者の事業主にも対象にするためにはどういう条文にしたらいいのかなというのが、私分からなかったんですけども、国会で日本共産党の倉林明子参議院議員が質問しているところによりますと、この白色申告者であっても対象になると。いわゆる自治体の判断で対象になるというふうになっているんです。

上里町の中小企業の皆さん見ますと、白色申告の人多いですよ。それが対象外にされて、例えば理美容の関係者なんかほとんど白色、個人でやっていますよ。それで自分が病気になって、傷病手当の対象にならないとなれば、本当に痛手です。

なぜ、そういうふうな内容にできないのか、そこを聞きたいのです。ですので、そこを調べていただかないと、その割合がどうなのか、すごく多かったら、そこを救えなかったら意味がないと思うんですよ。白色申告をされている方が国保の中にどれだけいらっしゃるのか、是非、今調べていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） お答えします。

確かに、国会ではそういった趣旨の考え方について議論があると思うんです。ところが国保は、御承知のように、自営業者、そして農林水産業者、勤め人の方、被用者ですよ、そしてまた退職者の方、これは後期高齢者に移行しましたがけれども、前期高齢者は全て国保にいるわけです。非常に多様なんです。ということはどんなふうに収入を受けているかも非常に多様です。それについて、全て傷病手当金を支給するとなると、傷病手当金というのは、本質的な考え方が所得補償ですよ、ある程度の所得補償、所得補償をしながら、所得を補償しますから療養に専念してくださいと、安心してくださいと、こういう考え方に立つわけですがけれども、ところがその収入のほう非常に多様ですから、勤め人の場合でしたら容易に把握できるわけですがけれども、なかなか把握できない。これが傷病手当金が長い間、国保の中で未給付とされてきた理由です。

今回、それではいけないので、せめて勤め人だけでも傷病手当金を拡充しようではないかというのがこの考え方ですよ。ですから、国のほうは、もちろん理念としては、それを共産党で質問されて、結構ですよと言うと思います。しかし、じゃ、具体的にどうするのか、それについては答えがないわけですよ。自治体が考えてください、それは国がもうできない、なかなか難しいと思っていることを自治体にそこを全てやれというふうに言われても、これはなかなか難しいところがあると思います。そして、そういった中で、今回は勤め人に限定されるわけですがけれども、一歩前進ということで、傷病手当金を国保の中につくってきたという動きだというふうに思います。

また、同時に、国もできるだけ被用者保険、地域型の保険ではなくて健保組合などに代表される被用者保険、その枠を広げて、国保の中にいる方を被用者保険のほうに入れるように、被用者保険の枠組みを少しずつ拡大しているわけです。

そういった動きもあるわけで、何とかその点を改善しようというそういう動き、そういうふうに評価していただければありがたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私もコロナの問題が出たときに、町に対して要望書を出させていた
だいて、その1番目にこれを書かせていただきました。長年、求められていたことでしたので、
これ、第1歩だとは私も思います。

しかし、上里町の実態を見たときに、白色申告者はかなりいると思うんですよ。コロナにそ
の人たちが全員かかるわけではないんですよ。みんな一生懸命自粛したりしていますけれども、
不幸にもかかった場合に本当に困るんですよ。一步前進だから、その人たちはしばらく我慢し
てくださいというわけにはいかないと思うんですよ。それは大変だとは思いますが、国
も白色申告者も含めて、自治体が認めれば、それは補助の対象になるというふうにはっきり言
っているわけですから、そこは一步と言わずに、申告者であっても、いわゆる独り親方という
んですか、事業主であっても、やはり病気になったら働けなくて、即困るわけですから、これ
対象に、何らかの形でこの条例、私、条文、本当一生懸命探したんですけれども出てこなくて、
これが被保険者となっているからそうではないかというふうに、全協でも申し上げたわけなん
ですよ。そうではないんだと言われたので、そうなのかって、じゃ、よかったと、上里はすば
らしい条例になったんだなというふうに思いましたけれども、副町長の説明はよく分かります、
一步前進、ないところからスタートしたわけですから。だけれども、そこをコロナで苦しんで
いるのは平等ですよ、みんな。何でそこで差をつけなくてはいけないのか、そのことについて、
やはり再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

私どもも、町に最初にこの通知、国のほうを通して、県を通して来た際に、どこまでが対象
になるのかということで調べさせていただいたところです。

その後、国のほうから様々なQ&A等も来ておりますけれども、財源措置をあくまで受けら
れるのは被用者のみということで連絡が来ているところでございます。裏返しますと、仮に上
里町が被用者以外の方を含めて、この条例の一部改正に含めると、その分については、もし
事業者が感染されて、その分について手当をお出しするということになると、町の国保が負担
しなければいけないというような状況になるところでございます。

そういった観点から、また国保の現在の財政状況も含めて考えますと、できることであれば
やれるのが一番いいとは思っておりましたけれども、やはりなかなか難しいというのが現状で、
現在のこの条例改正の提案ということでお出しさせていただいているところでございますので、
御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 今、及川課長からお答えさせていただきましたけれども、補足して申し上げますと、やはりこの収入を得る形が国保は非常に多様なんです。

2年前に税制改正がありました。この税制改正の内容が、所得控除を引き下げて、基礎控除を上げるという形ですよ、どうしてそういうことをしているかという、所得という決まった形で、所得税法で捉えられるような所得ではない収入が増えてきているわけです。何というんでしょうか、大手企業に就職して働くことはベストだといいますか、それがいいんだよという、そういう価値観ではなくて、そうではなくて、もっと自由に働くというんでしょうか、短期で、単発で、それでネット上で仕事を得て働いていくと。完全な自営とは言えない、かといって勤め人でもない、そういうようなギグエコノミーというそうですけれども、そういう方の収入が増えてきていると。そうすると、そういう方は所得控除に預かれないわけです。そうではなくて、じゃ、どこで控除していったらいいのかというので、伝統的な所得控除ではなくて、基礎控除で面倒を見ていこうではないかと、そういう動きが税制改正の中であるわけです。これなども、多分、社会保険ではカバーし切れないセーフティーネット、そういうものについて税制のほうと連携させながらセーフティーネットを築いていこうではないかと、そういう動きだと思えます。

ですから、今回の傷病手当金もそうでしょうし、被用者保険の枠を徐々に拡大するというのも一方であると思えますけれども、同時に、保険が対象としている働き方といいますか、経済構造のほうも変わっていつてしまうわけですね。それに対応すべく、政府といいますか、国のほうもいろいろやっているわけで、そういう点もまた評価していただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 別の角度からちょっと2点ばかり。

この手当金の支給が令和2年1月1日からと、それから始めて規則で定める日というの、これなかなか特定ができない、今後、2波、3波というふうなことを想定すると、考えられないと思うんですけれども、これは要するに終息というか、どういうふうなその国の判断とかが、終息というふうに決まれば、その日までというふうに理解できるんですけれども、それは今のところ見通しはつかないと思うんですけれども、どういうふうに捉えたらいいかなと。タイムリーに町民に周知というかするのか。

それと、この条例改正した場合にこういった傷病手当金が支給されますよという、この条

例の一部を改正するのは、なかなか一般の町民の方に対しては理解しづらい。この２ページにわたってあるわけですがけれども、どのような方法で町民に周知していくのか、その辺２点、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず、１点のこちらの国内状況について、新型コロナウイルスの状況によってどうなんだろうかというような御質問かと思います。

こちらの今後の適用期間の延長あるのかどうかということをやはり想定しております。一応、本年１月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを踏まえて、期間の設定をしているようでございます。

周期につきましては、現段階のところでは９月３０日ということで設定しておるわけですが、これにつきましては、国内の感染状況等を注視していくという考え方を、国は持っているようでございますので、この後の状況に応じては、この適用期間については延長になるかどうか分かりませんが、何らかの措置をするという可能性がないとは言えないという状況でございます。

また、この一部改正に伴うこの傷病手当金の周知方法ということでございます。こちらにつきましては、町で行えるのは基本的には広報及びホームページ等によるものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

４番飯塚賢治議員。

〔４番 飯塚賢治君発言〕

○４番（飯塚賢治君） 本条例に対しての反対の意見を持っていますので、反対の討論をいたします。

私どもも白色の事業者という方たちの集まりでありまして、そうした店主の立場から言うと、仲間たちの顔が見えてきてしまいまして、この店主の小さな事業を、店等をやっている人達というのは、他地域から入ってきたお客様に対して感染をさせられたというリスクは大変に大きなものだと思います。

上里町２名の感染者という場合ではなく、今後、この９月３０日までの間にそうした感染リス

クの高いところに対して対象にならないということであると、大変に困る話になります。その意味からして反対といたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対ですので、討論をしたいと思います。

先ほどの質疑でも明らかなように、今回の傷病手当の支給は一步前進ではありますけれども、白色申告者に関しては対象外としたところについては、やはり不備があるのではないかなというふうに思います。

コロナの危機の中で全ての国民が平等にその影響を受け、自粛を求められ、新しい生活に努力をしています。しかしながら、避けられずに感染したり、感染を拡大したりする危険に誰もがさらされている中で、なぜ申告者は対象外なのか、国が補助の対象から外したと言っても、大臣は自治体が認めればできるんですよ。ということは、自治体がやはりそれを広げていくことで、そうした人たちの暮らしも営業も守っていく、やっぱり一番身近な自治体がやりながら国に補助金を平等に出してくださいと声を上げていくのが筋だと思います。

そうした意味で、一步前進ではありますけれども、差を生み出すという点では重大な問題があるのではないかなというふうに思いますので、反対したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番、納谷であります。

議案第36号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成という立場から討論させていただきたいと思います。

今までの議案質疑の中で白色申告者に対して、白色専従者にということで、一部、全協での説明の中で、我々議員でも誤解を受けるところがありました。あったんではあります、先ほどの副町長の説明にもありましてとおり、一步前進させるという意味では、現時点で、これでこの改正案を通していくべきだと思います。

今回、担当課長の説明もありましてとおり、この範囲内で行う限りには特別調整交付金にて財政性があるということでございます。今後の新型コロナウイルスの第2波だったり第3波だったり、拡大の状況を見て、また、さらにその対象を広げていくということも考えられると思いますので、現時点ではこの条例改正案を通すのが最善であると思いますので、私は賛成をい

たします。

以上であります。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 私もこの案について賛成をしていきたいと思います。

ただ、これからこの問題というのはずっと続いてくと思うんですよ。今後の課題として、今、議員の皆さんが言われたような指摘されたことについて、執行部のほうも実態、全体で努力をしてもらうということを考えていただきたいと、そういった意味では、現状ではやむを得ないかなということで賛成いたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第36号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 町長提出議案第37号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第16、町長提出議案第37号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第37号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染などした被用者に傷病手当金を支給する内容が織り込まれたこ

とから、その方に対して傷病手当金を支給するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合が条例の一部を改正したことに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、傷病手当金の支給に係る規定が追加されたことにより、その支給に係る申請書の提出の受付事務を町で行うため必要な改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

第2条第8号において、先ほど申し上げました町で申請書の提出受付事務を行う旨を明記いたしました。

第9号は、第8号が追加により号ずれが生じたものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を定めており、公布の日から施行することとしております。

以上で、上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第37号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第38号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第17、町長提出議案第38号 上里町介護保険条例の一部を改正す

る条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第38号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和2年度からの介護保険第1号被保険者の保険料率の軽減強化を行うため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、概要につきまして御説明申し上げます。

既に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき介護保険法が改正され、平成27年4月から消費税による公費を投入して、低所得者の第1号被保険者に係る保険料の軽減強化を実施しております。

このたび、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和2年度からの消費税率10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施するため、当該減額に係る基準を新たに定めるものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第1号被保険者に御負担いただいております介護保険料は、介護保険法施行令の第38条の規定に基づきまして、9段階の所得区分による保険料の算定基準が設定されております。

まず、条例第3条第1項につきましては、介護保険法施行令の一部改正及び令和2年度からの消費税率10%引上げの満年度化に伴う保険料軽減の完全実施による減額の対象保険料率を、令和2年度からとするものでございます。

また、第2項につきましては、介護保険料の所得区分が第1段階に該当する者の基準額に乗ずる割合を0.5から0.2を超えない範囲内で、市町村が定める割合を減じて得た割合とすることから、「2万1,800円」を「1万7,400円」とするものでございます。

また、第3項につきましては、介護保険料の所得区分が第2段階に該当する者の基準額に乗ずる割合を0.75から0.25を超えない範囲内で、市町村が定める割合を減じて得た割合とするとされたことから、「3万6,300円」を「2万9,100円」とするものでございます。

また、第4項につきましては、介護保険料の所得区分が、第3段階に該当する者の基準額に乗ずる割合を0.75から0.05を超えない範囲内で、市町村が定める割合を減じて得た割合とするとされたことから、「4万2,100円」を「4万700円」とするものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項では、施行期日を定めており、公布の日から施行し、

令和2年4月1日から適用といたします。

また、第2項では、経過措置として、この減額賦課に係る改正規定は、令和2年度分からの保険料から適用し、令和元年度以前の保険料については適用しないこととするものでございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第38号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第39号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

○議長（猪岡 壽君） 日程第18、町長提出議案第39号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第39号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決

をいただきたく、本案を提出するものでございます。

続いて、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、埼玉縣市町村総合事務組合についてでございますが、主な事務といたしましては、市町村の常勤職員に対する退職手当の事務や消防団の公務上の災害に対する補償事務、また、住民に対する交通災害共済に関する事務を処理している一部事務組合でございます。

地方自治法第286条第1項の規定によりますと、一部事務組合の規約を変更するには、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要があります、また、この協議を成立させるためには、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を要するものでございます。

次に、今回の協議の内容ですが、埼玉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を定め、別表第1及び別表第2中、「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める改正を行うものでございます。

最後に、今回、名称変更となる団体ですが、鴻巣市、行田市及び北本市で構成されていた鴻巣行田北本環境資源組合でございまして、当該組合から北本市が脱退したことにより、名称が「彩北広域清掃組合」と変更になったものでございます。

以上で、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第39号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第20 町長提出議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第21 町長提出議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第22 町長提出議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第23 町長提出議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第24 町長提出議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第25 町長提出議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第26 町長提出議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第27 町長提出議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第28 町長提出議案第49号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第29 町長提出議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第30 町長提出議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第31 町長提出議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

◎日程第32 町長提出議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

○議長（猪岡 壽君） 日程第19、町長提出議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第20、町長提出議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第21、町長提出議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第22、町長提出議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第23、町長提出議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて、日程第24、町長提出議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第25、町長提出議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第26、町長提出議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第27、町長提出議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第28、町長提出議案第49号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第29、町長提出議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第30、町長提出議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第31、町長提出議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第32、町長提出議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上の14件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第40号から議案第53号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第40号から議案第53号、農業委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

現農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって任期満了となります。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新しい農業委員会委員を任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

議案第40号、小林雄一氏、上里町大字八町河原2130番地に在住で、昭和34年9月4日生まれ、現在60歳であります。小林氏は、現在、露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第41号、塚本房雄氏、上里町大字七本木5611番地に在住で、昭和24年9月16日生まれ、現在70歳であります。塚本氏は上里中部土地改良区総代などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、施設園芸の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第42号、戸矢活夫氏、上里町大字藤木戸198番地に在住で、昭和24年8月24日生まれ、現在70歳であります。戸矢氏は上里土地改良区理事などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在、水稻・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第43号、杉山登氏、上里町大字帯刀234番地1に在住で、昭和47年8月30日生まれ、現在47歳であります。杉山氏は、青年農業者として活躍され、上里町農業青年会議所会長などを歴任し、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は施設野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第44号、馬場弘次氏、上里町大字勅使河原842番地に在住で、昭和27年1月14日生まれ、現在68歳であります。馬場氏は、上里土地改良区理事などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は米麦・施設野菜・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第45号、金井てる子氏、上里町大字嘉美520番地に在住で、昭和31年6月6日生まれ、現在64歳であります。金井氏は、農業女性として活躍され、上里町農業女性会議所会長などを歴任し、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は、施設野菜・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第46号、小林加代子氏、上里町大字堤462番地6に在住で、昭和24年2月13日生まれ、現在71歳であります。小林氏は、農業女性として活躍され、上里町農業女性会議所会長などを歴任し、現在、水稻の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第47号、尾崎保幸氏、上里町大字神保原町565番地に在住で、昭和30年8月14日生まれ、現在64歳であります。尾崎氏は、上里土地改良区総代などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は、水稻・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第48号、藤島廣二氏、上里町大字神保原町867番地1に在住で、昭和24年2月20日生まれ、現在71歳であります。藤島氏は、農林水産省技官を歴任された後、東京農業大学教授を経て、現在、同大学名誉教授として活躍されておられます。

続きまして、議案第49号、蓮博政氏、上里町大字大御堂139番地に在住で、昭和29年7月13日生まれ、現在65歳であります。蓮氏は、埼玉ひびきの農協常務などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は、米麦・施設野菜・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第50号、坂本茂氏、上里町大字七本木3085番地2に在住で、昭和27年10月23日生まれ、現在67歳であります。坂本氏は、埼玉ひびきの農協理事を歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は、水稻・露地野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第51号、岩田保氏、上里町大字金久保1530番地に在住で、昭和29年8月14日生まれ、現在65歳であります。岩田氏は、農家組合長などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は、米麦・施設野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第52号、吉澤英彰氏、上里町大字勅使河原848番地に在住で、昭和26年9月11日生まれ、現在68歳であります。吉澤氏は、上里土地改良区総代などを歴任され、認定農業者として農業の見識も豊富であり、現在は、施設野菜の栽培に取り組んでおられます。

続きまして、議案第53号、伊藤裕氏、上里町大字長浜473番地に在住で、昭和25年5月3日生まれ、現在70歳であります。伊藤氏は、神川西部土地改良区理事などを歴任され、認定農業者

として農業の見識も豊富であり、現在は、花きの栽培に取り組んでおられます。

以上、それぞれの方の経歴を申し上げましたが、皆様、農業に関する識見はもちろんのこと、人柄につきましても、公平かつ誠実でありますことから、農業委員として適任であると考えますので、御同意をいただきたく御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。

再開は午前10時50分からといたします。

午前10時28分休憩

午前10時50分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第49号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は任命に同意することに決定しました。

◎日程第33 町長提出議案第54号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第33、町長提出議案第54号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第54号 令和2年度上里町一般会計補正

予算（第3号）について御説明いたします。

令和2年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,325万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,795万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、地方債の追加について、第2表地方債補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款13分担金及び負担金は1万円の増額補正となり、延長保育事業保護者負担金の増額となっております。

款15国庫支出金は5,338万2,000円の増額補正となり、低所得者保険料軽減負担金、公立小学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金、公立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の増額となっております。

款16県支出金は224万5,000円の増額補正となり、低所得者保険料軽減負担金の増額となっております。

款20繰越金は8,372万1,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款22町債は4,390万円の増額補正となり、小学校教育振興事業債、中学校教育振興事業債の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して1億8,325万8,000円を追加し、122億2,795万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款3民生費は1,318万9,000円の増額補正となり、高齢者おでかけサポート助成事業補助金、介護保険特別会計繰出金、児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備に伴うシステム改修業務委託料などの増額となっております。

款7土木費は1,365万4,000円の増額補正となり、道路維持管理業務委託料、児玉工業団地アクセス道路事業土地購入費の増額となっております。

款9教育費は1億5,641万5,000円の増額補正となり、小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業に係るICT環境整備業務委託料、教育用機器賃貸料の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して1億8,325万8,000円を追加し、122億2,795万6,000円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましては、起債対象となる事業の追加に伴いまして、小学校教育振興事業費3,000万円、中学校教育振興事業費1,390万円を追加するものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明を申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君
補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まず、1点目は、高齢者いきいき課に関わるところの老人福祉事業であります。一般質問でもお願いしたところでありますけれども、私、これ手元にいただきまして、この高齢者おでかけサポート事業助成補助金、この額を見て勘違いしたのではないかなと思ったんですよね。ですけれども、町長答弁によりますと620円掛ける一月に2枚ということで、年間では24枚、そうすると1人分とすると1万4,880円、これで単純に割りますと、約237人分くらいかなというふうに思うんですけれども、こむぎっち号利用が困難な人のためのおでかけサポート事業として月に2回、行って帰ってくるで、だから月に1回しかお出かけが不可能な支援になってしまうんですね。なぜ、このような考え方になったのか、お聞きしたいというふうに思います。

議会の特別委員会のほうで要望いたしましたときにも、本当にお出かけが困難な方、議会のほうにも2回にわたって陳情が上がっておりまして、本当にその訴えは切実で、じっくり時間をかけて検証していく、健康な方を含めた公共手段の確保とは別に、急ぐ必要があるだろうという立場に立って議会としても要望してきたつもりでありますので、この考え方についてお聞きしたいのが1点であります。

2点目は、まち整備課の児玉工業団地アクセス道路事業の土地購入費、これでどの程度の土地購入の割合ですね、お聞きしたいと思います。

3点目としましては、学校教育課のこのGIGAスクール構想の予算でありますけれども、昨日の全協でも細かい説明をしていただいて、情報教育推進会議なども教員たちの中では行っ

ていますよということでありました。

この国の構想はよく分かるんですけども、このことによって、リース5年、その後リース変えるときの負担はどうなるのか、ランニングコスト非常にかかりますよね、そうした部分はどうか、町長は学校給食費の無料化についても1回やるとやめられないから、その経費を考えると非常に慎重にならざるを得ないというふうにおっしゃっていますけれども、こうしたことは全く未知数でありますけれども、全国的な流れだから仕方がないと、そういうふうに単純に判断するのかどうか。

私は昨日も申し上げましたけれども、子どもたちは1回取り組めば、高齢者と違って、すごく早くなじんでいきますよね。そういう子どもたちに対して、コンピューター1人1台で異なる課題を子どもたちが研究していくという、調べるとか、そういうふうに使っていくということでもありますけれども、中学生ぐらいになると一定の課題で調べ学習というふうになるのかもしれないですけれども、果たして小学校1年生に、低学年ですよね、1年生、2年生とか、そういう低学年に、そういう授業が適切かどうか、学びのいわゆるランニングコストだとか、非常にかかるその財源に対しての教育的効果ですね、教員の皆さんたちは、国が1人1台ですよと言ったから、すぐ取り組む、取り組まざるを得ないというスタートに立つのか、私は保育士として若い子どもを見ていました経験からしますと、やはり低学年にはそういうことに携わる前の準備、お友達と共感するだとか、みんなで学習して楽しいだとか、文字をきちっと覚えていくだとか、そういう基礎、本当に基礎をしっかりと伝えるというか、身につけていただいて、そして、一定の年齢になったときに、またそういうふうに1年生から取り組まなければ、1年生から取り組んだところと比べて発達とか、人間形成とかに差が出るかどうか、そういう検証ってされていないんですよ。

私は、これだけの予算をかけるのがもったいないと言っているのではないんです。それであれば、町とすれば、国が補助金を出してくれるから今、手を挙げたほうがいいよということかもしれないですけれども、子どもたちのためには、低学年であれば教員を手厚くして、一人一人をしっかりと育てていく、一定の年齢になったら1人1台という、そういうこともあっても今の時代はいいかなというふうに思ったりもしますけれども、その辺についてお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 杓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、今回補正予算を組ませていただきました内容でございますが、開始予定を9月ということで現在設定しておりますので、一月当たり2枚を考えまして7か月で、予算自体につつま

しては1人を14枚で設計しております。1枚当たり、初乗り料金620円ということですので、こちらの金額になります。

あと、対象者につきましては、65歳以上で要支援1以上の認定要件がある方、老人の世帯であり、在宅の方というところを絞りまして、対象者予算要求上は407人ということになってございます。

一般質問の中での回答で、月2枚ということの利用制限があるようなお話にはなってございましたが、設計上一月当たり2枚を計算させていただきましたので、交付した全ての枚数を使うことについては制限はございませんので、利用はその方によって月2枚の方もいらっしゃる、3枚でも、そこについては利用の制限はないということで御理解いただければと思います。

今回のこのタクシー券の設計につきましては、公共交通網の整備の観点から、このような形の予算要求となつてございますので、そちらについての考え方について総合政策課のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 杳澤議員の御質問につきまして、今回のタクシー補助の設計の考え方ということで説明させていただきたいと思います。

まず、前提といたしましては、やはり今年の3月に策定をさせていただきました上里町地域公共交通網形成計画ということの中で、次期公共交通の導入の可能性の検討ということで、その中の一つで、まずは大前提としまして、定時、定路線を、当町選んでいるわけでございますけれども、こちらのこむぎっち号、こちらの継続の検討というのが大前提にございます。

御案内のとおり、昨年9月に運行ダイヤの改正をさせていただきまして、今年度につきましては、続いてのルート改正ということを検討しておるところでございます。

やはり今回の助成事業のほうも、これは一体的に考える必要があるというふうに考えております。基本的には、こちらのこむぎっち号を補完する形の施策と位置づけるべきものかなというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 杳澤議員の御質問に対して説明させていただきます。

児玉工業団地アクセス道路事業の用地買収の進捗状況でございます。当初予定していた箇所も含めると、面積割合で約94%になる予定でございます。補正のみの箇所ですと、プラス4.3%というような状況でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

GIGAスクール構想の関係でございますけれども、リース5年後、その後の負担は、また、ランニングコストはどうかという御質問でございますが、5年後のことにつきましては国のほうから示されておりません。引き続き、情報収集をしてまいりたいと考えております。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） 沓澤幸子議員の御質問につきまして御説明させていただきます。

小学校1、2年生等について、コンピューターが、パソコンが導入されることについて、まだ、文字を書くとか、基礎的なもの、それから友達等と一緒に学ぶ機会、そちらのほうが大切ではないかという御意見に対しまして、まず、文部科学省のほうから出されております新学習指導要領、その中の教育課程の編成につきましてあるところでございますが、各学校においては、児童の発達の段階を考慮しということで、まさに子どもたちの発達段階を見極めて、6年間の中でこの情報活用能力を育んでいくという大切なところが盛り込まれております。これから導入された場合におきましては、それぞれの子どもたちを見極めながら、適時、時間数、それから内容等についても、子どもたちの発達段階に合わせて進めていくことが大切かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの教育指導室長の考え方は、私は賛成ですし、国もそのように言っていると思います。

それで、そうであるならば、1人1台で取り組むであっても、小学校1年生、2年生、3年生、4年生、中学年、その辺の利用頻度というのは、私は1人1台が本当に必要かどうかと思うんですよ。学校として一定の割合を持っていれば、うまく利用できるんじゃないかなと。

将来的な負担等を考えますと、国は一回思い切って整備しなさいよと補助金を出しますけれども、後はぱっと自治体独自でやってくださいということが例ですよ。そういうことを考えて、それよりもやはり低学年であれば、今、コロナの関係で長期休みがあって、スタートが遅れて、新1年生などは本当に丁寧に、まだ学校にも慣れていない、本来であれば学校の中を探

索して回ったりだとか、そういうゆとり、いろいろなものの使い方を覚えたりとか、そういうところに丁寧に時間が割かれていたところもなしに、一気に詰め込んでいかなければいけないような状況の中で、本当に一人一人を大事にしていくというふうに思いましたら、人を配置する、教員を配置するということのほうが重要ではないかなというふうに思ったりもします。1人1台配置していても、多分、学校では年齢、学年に応じた使い方というのを行っていくんだと思うんです。ですので、その辺、もうちょっと詰めてから予算計上していただけないものかなというふうに思ったりもしますが、その辺について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） ただいまの沓澤議員の御質問につきまして御説明させていただきます。

文部大臣のほうから、メッセージが12月13日に令和元年度の補正予算案として盛り込まれてここに来ているわけですが、このメッセージを読みまして、Society5.0時代に生きる子どもたちにとってということで、P C端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムですということで示されております。この教育の技術革新は多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちにも可能性も大きく広げるものですということで、小学校低学年からも含めまして、これから生きる子どもたちが、鉛筆とノートと並ぶような道具としてP C端末を使っていくような時代ということ、メッセージとして込められているのかなというふうに感じます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

昨日の全員協議会でも御説明させていただいたんですけれども、このG I G Aスクール構想、本来であれば、令和5年度までに段階的に整備をしていくという予定だったんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、その構想を加速させるということで、前倒しで補正予算がつけられました。その補正予算なんですけれども、補助が令和2年度限りということでございまして、文科省のほうも全自治体に早急に整備をしろということで指示が来ておりますので、その関係で今回の6月補正予算に全学年分計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の小学低学年にパソコンを導入についての御意見に対して、私は小学生のときに、「読み書きそろばん」といって、小学生のときもそろばん塾へ行かせられて行った経験がありまして、そろばんに代わるものとしてこのパソコンかなと思います。私も昭和40年代に仕事でプログラマーからコンピューターの世界に入りました。そういった意味で、早くそういったそろばんならそろばんに代わるものとして、パソコンが自分の道具として子どもたちに活用できればうれしいかと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 私からも何点かお願いしたいと思います。

まず、1点目が、昨日もちょっとこのLANについて質問したと思うんですけども、高速校内LANというふうな表現をしています。今、一般家庭、通信業者が提供している家庭用はほとんど100メガが最高かなというふうに私は認識しているんですけども、それについて、どの程度の速度なのか、1点お聞きしたいと思います。

それと、同僚議員が質問したのに重複するかもしれませんが、このGIGAスクール構想におけるそのハード、ソフト、人材、そういったハード的なものというか、パソコン等は、端末はこういった補正予算を組んで考えるということで理解できるんですけども、これを例えばソフト上で、結局子どもたちに教えるその人材というんですか、そういった方も手当てしておかないと、これは一般の教師に、先生におんぶされると、先生もかなり負担が来るのではないかなというふうに考えるわけなんですよね。

さらに、1人1台というふうなことです。まず小学校の3、4年生と5、6年生、今年度から英語の授業の科目が導入されているわけですよね、そこに来てコロナ禍と。さらにこのパソコン、そうすると児童・生徒も先生もあつぷあつぷではないかと、要するにコロナ禍で授業の遅れ、これをカバーする、夏休みを削減、冬休みを削減を充当するわけですけども、そうなったところで、児童・生徒、先生、それに今年度から先ほども繰り返しになりますけれども、英語の授業が3、4年、5、6年と授業数が増える、さらにこのパソコン、私の認識では、パソコンはほとんど横文字で、パソコンを立ち上げるというぐらいが日本語で、あとはほとんど横文字ですよね、ネットサーフィンだとか、そういった言葉を1年生からそういうふうな授業というか、物に対する教え、それを習得させる、これはすごく負担、子どもたちに対してもすごく負担ではないかなというふうに思うんです。

ある教育学者が言っていますよ。やはり日本人で、基本は日本語だと。日本語をマスターして、それから、私は早くから導入することを別に反対ではないんですけども、こういったI

ＣＴ化、ＩＣＴスクールとか、ＧＩＧＡスクールですか、英語の授業を導入するのは反対ではないんですけれども、まずは基本、要するに日本語の意味が分からなければ、横文字というか、パソコン用語も理解できないでしょうというふうに私は考えるんですよね。ただ、これは別に反対している立場で物を申しているのではなくて、その辺を私は心配している、懸念があるということで、その辺の手当て、例えば人材、このパソコン事業というか、教えてやらなければこれ当然できないわけですから、こういったことの手当てというのは、どのように考えているのか、その辺について何点か答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

どの程度の校内ＬＡＮを整備するのかという御質問かと思うんですけれども、ＬＡＮケーブルにつきましては、10ギガビット毎秒、そしてネットワーク機器につきましては、1ギガビット毎秒を予定しております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） 齊藤崇議員の御質問につきまして御説明させていただきます。

まずは、文科省のほうで示しています教師に求められるＩＣＴ活用指導力ということで、その向上についてということで述べているものがありますが、主体的、対話的で深い学びの実現や情報活用能力の育成のためには、一人一人の教師がＩＣＴ活用指導力の向上の必要性を理解し、校内研修等に積極的に参加し、自らの研さんを深めるとともに、教育委員会が各学校の研修に積極的に関わって教育委員会や教育センター等の研修を充実させることが必要であるということで、教員のまさに指導力について心配もしていますし、また、今後の必要性についても述べてあります。

まだ、現在の段階では、各教師がアンケートによりますと、授業にＩＣＴを活用して指導する力、子どもたちにＩＣＴを活用させる力は70%前後ができるという回答ですので、まだまだ先生方一人一人への指導力向上を図っていく必要があります。

現場では、毎日、先生方は子どもたちに大変な思いをして、今コロナウイルスの関係でも対応しているところですが、教育委員会としても、何とか先生方一人一人が積極的にこのＩＣＴ活用能力、これがつけられるようなバックアップをしていきたいというふうに考えております。

それから、ＧＩＧＡスクールサポーター配置支援事業というのがありまして、この緊急事態

において、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するためにGIGAスクール構想を加速させているところですが、学校の人材、人的体制はまだ不十分でありますということで、国のほうでも技術者等を学校へ配置する計画も立てております。

このような事態で、何とか、大変な現場ではありますが、支援できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） GIGAスクール構想によって、ICTを使った授業ということも随分最近変わってきております。先生方も教材研究をするに当たって、パソコンでいろいろなことを検索したり、調べたりして教材を持ってくるんですが、例えば、教科書についても、英語の教科書などはページにQRコードがありまして、そこを照らすと、スマホがネイティブの英語を発音してくれる、昔は、私なんかが中学校時代は先生がレコードをこうかけて英文を聞かせてもらったんですけれども、それが全て個々の持っているタブレット、スマホでQRコードをかざすと、その英文がネイティブの発音で出てきたりとか、あるいは数学の問題などは、やはりそこをかざすと、その問題に対する考え方とか、そういうヒントが出てきて、教育の多様化ということで幅がすごく広がるなという可能性を感じております。

私も以前、特別支援学校にいたときに、子どもたちにタブレットをといるところで、例えば文字が書ける子たちはいいんですけれども、文字が書けない子どもたちが就労するときに、タブレットでタッチパネルで押せば、それで仕事が可能になって、障害を持っている子どもたちのその可能性が広がる、そういう意味でも早くからそういう新しい機器を導入するというのも大事だなというのをすごく感じさせられたところです。

あとは、美術の授業の例にしましても、例えばリンゴの絵を描きましょう、リンゴ、何色で塗りますかということで、「はい」と手を挙げて、赤とか黄色とかと言うんですけれども、それはやはり画像でどんどんアップしていきまると、赤でもない、黄色でもない、緑でもない、いろいろな色が混じっている。リンゴの色はリンゴ色ですよ、やはりそういうところで、今まで我々が感じ得なかった、当たり前のことと思っていたことが、あ、違うのかな、そういう発見を子どもたちにもさせられるということで、これは使い方によっては、すごくその教育の幅が広がるなというふうに感じております。

ただ、全てを全てICTに変えるのではなく、やはり教育の基本、議員もおっしゃっていただいたように、「読み書き」だけではなく、やはり心の教育、いろいろな意味で主となるのは今までと同じ教育、それを補うものとしてコンピューターが入ってきているのかなというふうに感じ

ております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 小学校 1 年、2 年の話が出ていますよね。それで、私、思っているんですけども、1 年生の子どもと 6 年生の子どもを同じに並べてしまってやるとは思っていないですよ。1 年生の子を、例えばひらがなもやっとな読める状態に変換していくというような状況の子と 6 年生の子と一緒ににはしないと思っているんですよ。その辺の学校のほう、カリキュラムというんですか、1 年生の初期段階、1 年、2 年はこうですよと、3 年、4 年と段階を踏んでレベルをそのようにやっていくと。5 年生、6 年生になると、かなりスマホも持っている子がいると思うんで、ちょっと上がっていくんではないかというふうに思うんですよ。もう中学生というのは、ほとんどできてしまうように理解しているんですけども、先生方もやはりレベルが、先生の指導力がまだそこまでいかないのに 6 年生の子を見ろというと、逆に今度は、あれ先生知らないのかという話になってしまう可能性もあるので、やはり先生の指導力に合わせて教えていくことが大事かなというふうに思うんですよ。

これから社会は、もうこういうことが使えないと、社会へ出ていったときに何もできないというようなことになると思うんですよ。沓澤議員なんかも言っていますけれども、「読み書き」というのは一番大事なことですよ。読めなければ書けないというように私は理解して、今、私なんかもパソコン持っていますけれども、そんなに達者ではないわけです。だけれども、今の子どもたちは、それなりにのみ込みも早く、そういうふうに理解しています。

ですから、私の今の考えからしたら、段階というのは、指導室長が言っていましたけれども、1 年生と 2 年生にはこういう段階というように理解したんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 実君発言〕

○学校教育指導室長（福島 実君） 高橋勝利議員の御質問につきまして御説明させていただきます。

段階ということですが、先ほども申しましたとおり、子どもの発達段階に応じて学習指導要領の中で教育課程が組まれております。それぞれの学習の場面で、一斉学習の場面ではこのような I C T の使い方があり、個別学習ではこのような使い方があり、共同学習ではこういう使い方があるということを示してあります。これらに子どもたちの様子に合わせて、I C T をうまく現場の教員が使っていく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、先ほど、教育長も話をされましたように、教科書にはQRコード、それからデジタル教科書、教材等でICTの活用に向けた取り組みというのも数多く紹介されております。授業において、日常のツールとして使用していくソフト、プレゼンのソフトですとか、調べ物の学習等の利用、英語の動画、「NHK for School」視聴といろいろな場面で少しずつ使えるような、そんな環境が整いつつあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） まち整備のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、さっき児玉アクセスの関係について、割合が94%、こういうふうに答えて、そうすると、あと残りは本当にわずかということで、残りの6%がどんなのになるかちょっと分からないので教えてください。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の質問に対して説明させていただきます。

残りあと6%というような状況でございますが、残りの6%の方については、今まさに用地交渉を進めているところでございますけれども、相続の関係だったりだとか、事業への御理解をまだいただけていない方が残っている状況でございます。今後、まち整備課としては、引き続き用地交渉のほうを進めまして、御理解をいただけるように用地交渉を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そうすると、町長のほうから、前回の一般質問のときに、令和2年中にこれについては契約を済ませるとするような話をしていましたよね。そうすると、あと、今6月で6%というと、我々がちょっと見たときに、もうそこへ来てしまっていると。あと一歩とか半歩になったのではないかと。私が質問したときには70%かと町長答えたような気がするので、ここがここまで上がったということは、あと一息はいろいろ相続と、今、課長も言っていますけれども、一鞭入れてもらって、これを令和2年度中に完成できるように努力をしてもらいたいんですけども、もう一度課長のほうから答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の質問に対して説明させていただきます。

相続の関係につきましては、役場のほうでできるだけ力になれることはやっていきたいと考えております。

それと、また事業のほうにまだ御理解いただけていない方については、引き続き事業のほうに御理解をいただけるよう用地交渉のほうを進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 先ほどちょっと説明いただいたんですけども、聞き取れなかった場所というか、確認のために質問させていただきたいと思います。

老人福祉事業のところの負担金補助及び交付金、高齢者おでかけサポート助成事業補助金353万3,000円のところでありますけれども、議会のほうでいろいろ検討してきたところと、一歩前進になると思いますが、額が非常に1桁少ないというか、これで大丈夫なのかなという、そういうちょっと不安も持っております。1人14枚ということで、月2枚の計算ですと7か月分になるかと思いますが、予算上は407人分ということで、1人当たり8,680円ですが、これを計算していくと、7月からスタートすると何月までの分になるか、65歳以上の老人の方1人14枚ということでありますが、その内容についてももう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 植原議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、計上させていただきました枚数につきましては、この事業につきまして、今年度9月からのスタートを予定してございますので、9月から3月末までの7か月分ということでの計上になります。申請月から交付できるというところを今設計してございますので、もし来年になりましたら、一旦は4月から3月までの1年間分で対象者での予算計上になるかと思いますが、現時点では事業実施の7か月分だけをのせさせていただいてございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋議員にお伝えします。

質問回数が3回を超えておりますので、手短に、簡潔にお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑ございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番、納谷です。

GIGAスクール構想について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、財政面のほうであります。LAN環境整備につきましては、国庫補助2分の1ということで、補助率は90%起債対応ということでありますが、この起債について今年度何らかの財政措置とかがあるのでしょうかというのが1点目であります。

2点目についてであります。令和5年度までに整備をするというのが、今年度コロナ対策の関連で前倒しということですが、順次全国の自治体が令和5年度までかけてやれば、次のリースの多分、更新というのばらばらになると思うんですが、今回一遍に全国でやると、また5年後の更新というのが、再リースかどうかというのは別としても同じになって、この調達に対する難しさというのは、今年度と同じ状況が5年後も続いていくのかなということが予想されるところであります。そこにつきまして、昨日の全員協議会の中でも、調達については教員全体でやるのか、町単独でやるのかというお話をさせていただきましたが、そこについて、現状どちらが優位であると考えられているのかということをお伺いします。

次であります。先ほど同僚議員の中にもソフト面、要するに人材の部分での質問があったかと思います。GIGAスクールサポーターですか、こちらを活用してということでしたが、こちら令和2年第1次補正予算の中では105億円の予算計上がありまして、急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するためにICT関係企業、OBなどICT技術者の配置経費を支援するということであります。公立学校の場合は2分の1ということでありますが、今回はハード面の予算計上だけであります。これが、聞くところによりますと、令和2年度の限定の措置ということで、次年度以降が固まっていないう中で、まだハードの整備ができていない中ではあります。こういった予算も活用していくことになると思うんですけれども、ここで聞くのはあれかな、同時に私、これ立ち上げちゃってもよかったかと思うんですけれども、次の、今年度以降の町の補正予算ということになってくるのでしょうか。同時にこれを、この部分を立ち上げてこなかったのはどうなのかなと思ひまして、御質問するわけであります。

続いて、そもそもこのGIGAスクール構想を前倒しということは、1人1台端末の早期実現や、家庭でもつながる通信環境整備など、GIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現するということを文部省が言っているわけですね。となつてきますと、また同じくメニューの中で、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備ということで、147億円の予算措置がされているわけでございます。家庭学習のための通信機器整備支援ということで、Wi-Fi

i 環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として、自治体が行うLTE通信環境モバイルルーターの整備を支援するということですが、これも補正予算の趣旨からいいますと同時進行していくべきであると思いますが、今回、補正には計上されておられません。その辺の理由をお尋ねいたします。

続いて、1つ御説明いただきたいんですが、昨日、全協資料の中で、端末整備については2,256台5年リースということで、総額2億4,511万3,000円という御説明がありました。これ総額、全ての台数5年リース総額ということで2億4,500万なんですけれども、これ単純に計算すると、1年に割りますと約4,900万円になります。そうすると、この令和2年度の予算額4,902万4,000円というのが出てきたのかなと思われるんですが、ここには米印で国庫補助分3分の2、1,678台の端末についてはリース会社に直接支払われるため、町の予算には計上されないとなっております。そうなってくると、このちょっと計算式が分からないんですね、2,256台の5年リースの総額が2億4,511万3,000円で、そのうちの3分の2、1,678台については町の予算に計上されないのであれば、2億4,511万3,000円の、単純計算ですよ、あくまで、そのうちの3分の1のなかつ5分の1が補正予算として歳出で計上されてくるのかなと思うんですけれども、その辺の御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 納谷議員の1点目の御質問について説明させていただきたいと思います。

GIGAスクールに関する今回の町債の活用ということでございますけれども、取り扱いといたしましては、この借入額の約67%が基準財政需要額に歳入されることになりまして、交付税措置ということで返ってまいります。ですので、非常に有利な制度ということで、今回町債を活用させていただくものになります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず初めに、端末の調達の関係でございますけれども、現在、全国規模で大量調達や、世界規模での供給不安定の中、各市町村における迅速な調達、整備を進めるために、各市町村の需要見込みや調達状況について、文科省のほうで情報を収集している状況でございます。国として情報収集して、年度内に配備ができるように国も取り組んでいくということでございます。

また、5年後の更新等でございますけれども、また同じような状況が発生するというのは心配しているところでございますけれども、調達方法につきましては、共同調達という調達方法もございますが、都道府県単位で協同調達を国のほうも推奨はしているところでございますけれども、今回、緊急でございますので、早急に端末を整備する必要がございますので、そういった緊急性に鑑みた調達、市町村単独での調達も視野に入れて、各市町村で検討してほしいということでございますので、そんなことを念頭に今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、GIGAスクール関係の人材の支援の関係でございますけれども、今回、予算計上していないということでございますが、ICT支援員等活用して、できるだけ教職員の負担軽減を図りたいと考えております。また、GIGAスクールサポーター等の予算も活用できるということでございますので、この活用についても今後検討してまいりたいと思っております。

それと、家庭学習のための通信機器整備の支援ということで、国の予算、令和2年度の補正予算計上されているところでございますけれども、Wi-Fi環境の整っていない家庭につきましては、この文部科学省の補助制度を活用した支援を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、予算の関係でございますけれども、今回、6月補正予算で端末の配備4,902万4,000円を計上させていただいております。端末の配備につきましては、5年リース、2,256台を5年リースで、総額2億4,511万3,000円と昨日の全員協議会で御説明をさせていただきました。

その内訳としたしましては、端末代、全児童・生徒の3分の1になりますけれども578台分、そして保守ソフトウェア設定等に係る経費2億1,700万8,000円というのが内訳になっております。全児童・生徒の3分の2につきましては、国から直接、町が契約したリース会社に支払われるということになっておりますけれども、その端末も最大4万5,000円という上限がございます。その中で端末を用意して補充をしていくという内容でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番、納谷です。

一番最後のところで御説明いただいたんですけれども、ちょっとよく理解が完全にできなかったんですが、端末の5年間リース代2,256台が総額2億4,511万3,000円であると。そのうちの3分の2、1,678台については、1台当たり上限4万5,000円で町が契約したリース会社に国から直接払われるから予算計上されていない。その今年度の令和2年度予算額は4,902万4,000円

の中には、残りの3分の1のリース代、端末のリース代、これ以外ということなんですか、保守に係る費用があつて、それが2億1,700万だったですか、約。その5分の1相当が併せて計上されて4,902万4,000円という形でよかったですか。

ちょっと説明をいただいたんですが、理解力不足で完全に理解できなかったもので、もう一度だけよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

すみません、説明不足で申し訳ございません。

この4,902万4,000円の中には、578台分の端末代とソフトウェアや設定、そういった業務の代金も含まれておりまして、その総額の5分の1を足して計上しているところでございます。578台分の端末代プラスソフトウェア代ということでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） そうなると、今回は3分の2、1,678台分の端末のリース代の計上がないにも関わらず、それで補助が国庫補助でこれ町を通らないにもかかわらずこれだけかかってしまうと、将来の話になってしまうんで、もし補助がない場合は、それプラス残りの1,678台、児童・生徒数が減っていくことを考えると、満額ではないですけども、さらにこの費用が計上されてくるという考えなんですね。あくまでもこの端末の1,678台が含まれていないんで、要するにこの2億4,511万3,000円というのは、その5年分のだけで、ほかにはソフトであつたり、そもそも初期設定であつたり、保守がかかるということだから、これは補助がなかったら、要するにそれをプラスされて、莫大な費用がかかっているという認識で、これを続けていくことが、今後、さらなる財政負担が生ずる可能性があるという認識で、今回はしておけばいいということによろしいでしょうか。ちょっと質問が非常に分かりづらい質問で申し訳ないんですが。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

今回の補助制度ですと、ソフトウェア代は補助の対象にはなっておりませんので、今回の予算計上させていただいた額の中には、578台分の端末代と全台数2,256台のソフトウェア代が含まれているということでございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分からであります。

午後0時1分休憩

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行します。

◇

◎日程第34 町長提出議案第55号 令和2年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第34、町長提出議案第55号 令和2年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第55号 令和2年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

令和2年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ28億1,747万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4県支出金は340万円の増額補正となり、歳出の傷病手当金支給に関する費用について、その全額を国が調整交付金対象とすることに伴い、増額補正するものでございます。歳入合計は現計予算に対して340万円を追加し、28億1,747万円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款2保険給付費は340万円の増額補正となり、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給することに伴う増額によるものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し340万円を追加し、28億1,747万円とするものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点質問させていただきたいんですけども、全額国の補助金によるということでありますけれども、この額、これは国のほうから上里町は340万円ですよというふうに来たものなののでしょうか。こちらのほうからおおよその何名ぐらいを目途にしてどのくらいとか、そういう積み上げによって、大体、福祉予算は積上予算が多いんですけども、そういう形で出てきたものなののでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

国のほうでは人数等は特段算定しておりませんので、町独自に人数につきましては算定したところでございます。

なお、単価につきましては、マックスの金額を使わせていただいております。標準報酬月額等の最高等級が令和2年3月現在の数字で示されている中で、3万887円ということで、この

金額の見込みとして何名というのも出せないんですが、1人というわけにはいきませんので、10名程度ということで、とりあえずは設定させていただいているところでございます。

なお、先ほどの条例の一部改正のときにも御説明申し上げておりますとおり、3日間は待機期間ということになります。その日数につきましては、おおむね14日程度ということで見込んでおりまして、14日から3日を差し引いた11日分、10名分ということでの計算で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 分かりました。ありがとうございます。

とりあえず、これを超えないことを願っているわけですよね。ですけれども、万が一重くて、日数を超えてしまったり、そうした場合には、国のほうは満額補助ということで、申請すればまた補正で組んでいけるという形になっているのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

基本的には、先ほどの条例の範囲以内の場合であれば、財政支援は国のほうから受けられると聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 令和2年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第35 町長提出議案第56号 令和2年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（猪岡 壽君） 日程第35、町長提出議案第56号 令和2年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第56号 令和2年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によると規定するものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。

第1表歳入予算補正でございます。

款1 介護保険料は898万2,000円の減額補正となり、低所得者への保険料軽減強化による保険料率の改定に伴い、第1号被保険者の介護保険料を減額するものでございます。

款5 繰入金は898万2,000円の増額補正となり、減額する介護保険料の補填分につきまして一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

歳入合計に異同はありませんので、補正後の額につきましても補正前と同様18億3,757万2,000円とするものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この低所得者の保険軽減分についてはよく分かるんですけども、第1号被保険者の保険料の不足分を補う意味では、もう一つ、今、国が国民健康保険税や後期高齢者、介護保険も含めて財政支援をするということで、前年度の合計所得金額が何百万円以下の人は、例えば300万円以下は全額免除、300万円から400万円以上は8割免除とか、そうい

うことも打ち出していると思うんですね。低所得者分は分かりますけれども、そうした部分の何というんでしょうか、補正ということは考えなかったのかどうか。対象者も相当上里の場合はいるのではないかなと思うんですけども、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 杵澤議員の御質問に御説明申し上げます。

御質問の内容としますと、新型コロナウイルスによる介護保険料の減免措置かというふうにと考えると、なんですけれども、この対象となりますのが、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者であること。また、事業収入が前年よりも3割減少し、減少見込み以外の前年所得が400万円以下である世帯の第1号被保険者が対象というふうになっております。前年度の所得が200万円以下の場合には全額免除、200万円超の場合には8割軽減という形で国のほうで示しているところでございます。

対象範囲が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までを納期限とする保険料を対象としてございますので、実際、この申出があった場合には減免もしくは免除という形の対応をとるところというふうには考えております。それを実施した場合には特別調整交付金で10分の10、国のほうで補填をしていただけるというふうになってございますので、現在のところ見込みが立たないところも現実ではございますので、申出があった後、必要となった際には、また補正等に対応させていただくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） この軽減率が第1段階から第3段階に限定されているわけですけども、これ低所得者というところで、軽減率が、第2段階が突出しているんですよ。単純に考えれば、第1段階が一番軽減率が高くていいのではないかなというふうに考えるわけなんですけれども、第2段階が要するに一番軽減率が高いというのは、どういう理由、どういう理由というのか、何を算定にしてこの第2段階を軽減率を上げているのか、説明をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

各段階に関しまして、軽減率が段階ごとに異なる理由というのは特段示されてはいないところなんですけど、まず、第1段階につきましては、既に平成27年より、通常であると0.5%とい

うところを0.05%削減し、0.45というところでの保険料の設定をしてきているところでございますので、今回の満年度化に伴う保険料の軽減率が第2段階よりは若干少なくなっているというように数字的には見えるところですが、実際の保険料におきます軽減率につきましては、第1段階は昨年度より20%、第2段階は19.8%というところで、ほぼあまり変わらない形での軽減の状況になっているかと思えます。

内容については、以上となります。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの続きなんですけれども、それでは、傷病手当についても見込みでこうやっているわけですね。新型コロナウイルスの影響による軽減については、申請を見ながら今後補正を組んでいくということでありますけれども、やはりいかに住民にきちっとそれがお伝えできるかによって、本来ならば申請の対象になるのに、できなかったということがないような形をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

令和2年度分の保険料につきましては、7月以降に、普通徴収の場合、納付書のほうが発送される状況となっております。特別徴収につきましては、既に4月、6月ということで年金のほうから特別徴収させていただいているところではありますが、普通徴収を開始するに当たりまして、広報に保険料率の改正と併せて、コロナウイルスに感染した場合の軽減等の内容も掲載いたしまして、周知を図っていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第56号 令和2年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第３６ 町長提出議案第５７号 令和２年度上里町下水道事業会計補正予算（第１号）
について

○議長（猪岡 壽君） 日程第36、町長提出議案第57号 令和２年度上里町下水道事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第57号 令和２年度上里町下水道事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第１条、令和２年度上里町下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。

第２条、令和２年度上里町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。今回の収益的収入の補正につきましては、令和元年度３月に浸水対策検討業務委託の事故繰越を行いました。収入につきましては、公営企業会計においては繰り出すことができないことから、今回、財源の補正をお願いするものでございます。

第１款事業収益を既決予定額に対しまして1,881万円増額し、2億6,082万7,000円とするもので、第１項営業利益を増額する補正でございます。

以上、下水道事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 令和2年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時48分散会